

チャイルドシートについて

(新生児・乳幼児用) 新生児～1 歳頃
(幼児用) 1 歳～6 歳頃

【必要様なもの】

(貸出時) 免許証 (臼杵市在住の方)
印鑑 (認印)
※車の登録番号・車名・対象者の氏名を申請書に
記入していただきます



着用義務は 6 歳未満

(返却時) チャイルドシート (本体)
クリーニングを行ったクッションシート (布地)
金具 (2 個 1 セット)
プラスチックカバー (新生児・乳幼児用タイプのみ)
スポンジ
返却届 ※署名・押印が必要
印鑑 (認印)

1. チャイルドシートを借りたい

市内在住者の申請で貸出しをしておりますので、免許証と印鑑 (認印)、使用するお車の登録番号と車名がわかるようにして、申請に来てください。

貸出しは無料ですが、カバーなど布の部分をクリーニングして返却していただくようお願いしています。

なお、貸出中に発生した事故等における損害賠償については市が責任を負いませんのでご了承ください。

2. チャイルドシート貸出の対象者は？

帰省・出産などで臼杵市へ一時的に帰省される乳幼児を対象としています。

そのため、臼杵市に在住する乳幼児のために継続的に使用する場合は貸出することができません。

3. 返却期間を延長できますか？

出産や帰省のための貸出しとなることやチャイルドシートの管理、保管や清潔に保つために、最長 3 か月間となっています。引き続き借用したい場合は、一度、クッションシート (布地) のクリーニングを行い返却後、改めて申請していただくことにより貸出が可能です。

4. 6歳以上のチャイルドシートの使用は？

チャイルドシートが法律で義務付けられているのは、6歳未満の子どもです。

2008年、後部座席でもシートベルトの着用が義務付けられました。チャイルドシートを卒業しても、車のシートベルトは着用しなければなりません。車のシートベルトが着用できるのは、身長が135～140cmに達してからです。子どもの年齢が6歳を過ぎて、身長135～140cmに達するまでの間はチャイルドシートをご利用いただくことをお勧めしています。

5. チャイルドシートを借りるため予約ができますか？

予約はできませんので、早めに借用申請に来て下さい。

特に**お盆前と年末年始の時は、在庫が無くなる場合もありますので早めの申請をお願いします。**

6. 箱が大きいので本体だけを借りることができますか？

チャイルドシートは箱に番号などを記載するとともに、傷つきや紛失を防止するため、箱での貸出しをお願いをしています。

【参考】チャイルドシートの種類（出典：国土交通省ホームページ）

乳児用



体重：13kg未満
身長：70cm以下
年齢：新生児～1歳ぐらい

- 乳児期は首が据わっていないため、寝かせるタイプです。
- 後ろ向きに使用する「シートタイプ」と横向きに使用する「ベットタイプ」とがあります。

幼児用



体重：9～18kg
身長：65～100cm
年齢：1歳～4歳ぐらい

- 幼児の首が据わり、自身で座れることが使いはじめの目安です。
- 「前向きシート」として使用します。

学童用



体重：15～36kg
身長：135cm以下
年齢：4～10歳ぐらい

- 「座席を上げて背の高さを揃う」、「腰ベルトの位置を子供の臀部に合わせる」ことによって大人用の座席ベルトが使えるようにするものです。

（お問合せ先）

臼杵市役所

臼杵庁舎 市民課

電話 0972-63-1111（内線1100）

野津庁舎 市民生活推進課

電話 0974-32-1111（内線122）